

## 東京医科大学 茨城医療センターの保険医療機関指定取消し後の対応について

東京医科大学 茨城医療センターは、健康保険の診療報酬を不正請求したことにより平成 24 年 12 月 1 日に保険医療機関の指定取消しの処分を受けました。

従いまして、同医療センターで受診した場合の医療費は、全額自己負担となります。

しかしながら同医療センターは茨城県南西部における医療提供の中核的な役割を担っており多くの方が外来受診、救急搬送による診療を受けていたこともあり、指定取消し後、入院患者の転院や救急患者の受入の制限を行っておりますが、病状から転院が困難な患者や、救急搬送されてから入院治療が必要な患者等に対して人道的な措置として「保険医療機関の指定取消し処分を受けた医療機関における受診」、「保険者がやむを得ないものと認めるとき」という療養費(健康保険法第 87 条第 1 項)の趣旨に照らし、下記の患者に限定して、保険診療を認めることになりましたのでお知らせ致します。

新患	継続受診
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 救急車搬送による救急患者とその再診</li><li>○ 周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児。周産期は一般的には出産後 7 日までであるが、上記の出産後のケースは、7 日以降も療養費の対象とする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 12 月以前に入院していて、転院により病状が悪化すると思われる患者</li><li>○ 周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児 周産期は一般的には出産後 7 日までだが、上記の出産後のケースは、7 日以降も療養費の対象とする。</li><li>○ 人工透析患者（透析、腹膜かん流）</li><li>○ 公費負担の難病患者の治療を受けている患者の該当治療(法別番号 51のうち特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の対象疾患、法別番号 52 小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾患)</li></ul>